

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：32508

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730485

研究課題名（和文） 裁判員の量刑判断におけるヒューリスティクス利用とその既定因

研究課題名（英文） Use of heuristics and its determinant factor in lay judges' judgments of prison terms.

研究代表者

森 津太子（MORI TSUTAKO）

放送大学・教養学部・准教授

研究者番号：30340912

研究成果の概要（和文）：2009年に始まった裁判員制度では、それまでの裁判に比べ、量刑判断にはばらつきが見られることが指摘されている。その原因の一つとして本研究では、量刑判断における裁判員のヒューリスティクス利用に着目し、それを検証する4つの実験研究を行った。結果は、量刑判断に係留と調整ヒューリスティクスが利用されていることを示唆するものであり、事前に提示された係留値は、明らかに無関係なものであっても、量刑の長さに影響を与えていた。

研究成果の概要（英文）：In the lay judge system, which started in 2009, great variability has been observed among judgments of prison terms compared to the previous judge system. As one of the causes, this study focused on lay judges' use of heuristics and four experiments were conducted to examine the role of heuristics in judicial judgment. The results suggested that anchoring and adjustment heuristics are used in the determination of the appropriate punishment. Even those that are apparently unrelated, reference points (anchor) that are presented in advance, had an impact on decisions about the length of prison terms.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会心理学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：社会系心理学・社会的認知・社会的判断・ヒューリスティクス・裁判員制度

1. 研究開始当初の背景

2009年5月より裁判員制度が始まった。裁判員制度のキャッチフレーズは「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します」である。このことからわかるように、裁判員制度では、一般市民の視点や感覚を裁判の場に持ち込むことが求められている。しかし我が国の

裁判員制度では、裁判員は被告人の有罪・無罪を判断するだけでなく、量刑の判断までを行わなければならない（これはアメリカなどが採用している陪審員制度との大きな相違点である）。そのため、裁判員が量刑の判断に加わった場合、刑のばらつきが大きくなるのが当初より、懸念されていた。

もともと日本の刑法は、諸外国に比べ法定刑の範囲が広く、裁量の余地が大きいと言われている。しかしその一方、明確な量刑基準は定められておらず、刑の決定は多分に恣意的である。裁判に一般市民が加わることで、これまで職業裁判官の間で共有されてきた慣例が通用しなくなり、刑のばらつきが生じると考えられたわけである。実際、裁判員裁判開始後の調査では、量刑の振れ幅が従来に比べて大きいことが確認されている。

もちろん量刑の振れ幅が大きいことそれ自体が即座に否定されるものではない。それが、裁判員が個々の事件の背景や当事者の事情について、念入りに精査した上で出された判断であるなら、職業裁判官による固定的・慣例的な量刑判断よりも、柔軟な判断と考えることもできるだろう。しかし仮に量刑のばらつきが、そうした本質的な判断の結果として生じたものではなく、事件やその当事者とは無関係な要因によって生じたものであるならば、同種同程度の犯罪に異なる刑が科されていることの証左であり、法の公正さが脅かされることになる。したがって、裁判員裁判において見られる量刑のばらつきが、どのような原因に由来するかを検討することは、極めて重要である。

2. 研究の目的

一般市民が裁判員として参加する裁判において刑のばらつきが大きいことの原因の一つとして、量刑判断の際に裁判員がヒューリスティクスを利用している可能性が考えられる。明確な量刑基準がない中で、多様な情報をもとに行う量刑判断は、Tversky and Kahneman (1974) がいう“不確定状況”にあたり、加えて裁判員裁判においては、一般市民の日常的な感覚を導入することが奨励されているために、判断にヒューリスティクスが利用されやすい状況だと考えられる。そこで本研究では、この可能性について、代表的なヒューリスティックである「利用可能性ヒューリスティック（検索容易性ヒューリスティック）」と「係留と調整ヒューリスティック（アンカリング効果）」に焦点を当て、実験的に検証することを目的とした。

3. 研究の方法

利用可能性ヒューリスティック（検索容易性ヒューリスティック）を検討する2つの実験と、係留と調整ヒューリスティックを検討する2つの実験を行った。

(1) 利用可能性ヒューリスティック

Petrocelli and Dowd (2009) の研究に基づき、加害者の起こした事件に関わる反実思考（“もし…だったら”～だろう）を多く／少なく行うことが、量刑判断に影響する可能性

を検討した。反実思考に伴う検索容易性の経験の違い（反実思考が簡単に思いつくか否か）が、当該の事件における加害者の有罪性に対する認識を変え、それが量刑判断に影響することが予測される。

①研究 1-1 :

大学生 103 名を実験参加者とし、主人公が飲酒運転により交通事故を起こし、巻き込まれた親子が死傷するシナリオ（日本の刑法では危険運転致死傷罪に該当する事故）を描いた文章を読んでもらい、その後、反実思考を 4 個ないし 10 個考えるよう求めた。4 個を想起するのは容易であり、10 個を想起することは困難であることが予測され、このような検索容易性経験が後続の判断に影響すると考えられる。参加者は、反実思考の後、加害者の責任や罪の重さに関わる 5 つの質問に回答し（有罪性の判断；それぞれ 9 段階で評定する）、量刑の判断を行った（懲役刑の年数で答える）。

②研究 1-2 :

大学生 101 名を実験参加者とし、研究 1-1 とほぼ同じシナリオを読んでもらい、反実思考を 3 個ないし 8 個考えるよう求めた。その後、研究 1-1 と類似した有罪性に関わる 6 つの質問への回答（それぞれ 11 段階で評定する）と、量刑の判断（懲役刑を年数で答える）を求めた。

(2) 調整と係留ヒューリスティック

Englich and Mussweiler (2001) などの研究に基づき、無関係なはずの数値を拠り所として、あらかじめ量刑を判断すると、その判断がのちの量刑判断に影響する可能性を検討した。自身で量刑を判断する前に、適当な懲役年数（月数）が提示され、その年数よりも科すべき懲役が長いかどうかを判断すると、たとえ提示された懲役が根拠のないものであっても、係留値（アンカー）としての役割を果たし、後の量刑判断がその影響を受けたものになる（アンカリング効果が生じる）ことが予測される。

①研究 2-1 :

大学生 125 名を実験参加者とし、研究 1-1 に利用したのと同じシナリオを読んでもらった。その後、(a)量刑少群と(b)量刑多群の参加者には、科すべき量刑は、それぞれ 2 年（小）もしくは 8 年（多）より多いか少ないかを問い、妥当だと思う量刑を懲役年数で答えてもらった。一方、(c)学籍番号群の参加者には、自分の学籍番号の下一桁を記入してもらい、この数値を懲役年数と考えた場合、科すべき量刑はそれより多いか少ないかを問うたあと、量刑として妥当な懲役年数を答え

てもらった。(d)統制群の参加者には、懲役年数のみを答えてもらった。量刑判断のあと、すべての条件の実験参加者には、加害者の責任の程度、事故の回避可能性、不運の程度を0~100%の11段階(10%刻み)で尋ねた。

②研究 2-2 :

大学生 97 名を実験参加者として、まず本間・斉藤・館(2008)が作成した強姦致傷事件のシナリオを読んでもらった。その後、自分の学籍番号の下二桁を記入してもらい、その数値を懲役の月数と考えた場合、被告人に科すべき懲役はそれより多くあるべきか、少なくあるべきかを答えてもらった。そして、妥当だと思う量刑を懲役月数で回答するよう求めた。さらに、検察官が懲役 5 年(60ヶ月)、弁護人が懲役 2 年 6ヶ月(30ヶ月)が妥当だと述べる主張を読んでもらい、それぞれの「説得力」と提示された懲役の「妥当性」を 7 点尺度で評定してもらった後(点数が高いほど、説得力・妥当性があることを示す)、再び、自分が妥当だと思う量刑を懲役月数で回答するよう求めた。最後に、認知的努力に従事する内発的動機づけを測定するため、認知欲求尺度(神山・藤原, 1991)への回答を求めた。

4. 研究成果

(1) 利用可能性ヒューリスティック

①研究 1-1 :

反実思考数が多く(10 個)、主観的な困難さを感じていた参加者の方が、反実思考数が少なく(4 個)、主観的な容易さを感じていた参加者よりも、加害者の有罪性を高く評価する傾向が見られた($F(1,99)=6.33, p<.05$)。しかし、量刑判断においては、反実思考数の多寡による懲役年数の違いは見られなかった。

②研究 1-2 :

有罪性や量刑判断に、反実思考の多寡による一貫した相違は見られなかった。

以上の 2 つの研究より、反実思考に伴う利用可能性ヒューリスティックが、量刑判断に影響をしているという証拠は得られなかった。

(2) 係留と調整ヒューリスティック

①研究 2-1 :

量刑少群、高群、統制群の量刑(懲役年数)を比較したところ、群間の差は有意で($F(2, 78)=5.79, p<.01$)、量刑少群の懲役年数は、統制群や量刑多群に比べ有意に短かった(表

1)。このことから、量刑少群においてはアンカリング効果が生じたと考えられる。一方、統制群と量刑多群の間には有意な差は見られなかった。また、量刑判断以外の評定値(責任、回避、不運)には群間で有意な差は見られなかった(表 1)。なお、これらの測度と量刑との相関を分析したところ、統制群と量刑多群では量刑と責任が有意に相関していたのに対し(統制群: $r=.55, p<.01$; 量刑多群: $r=.45, p<.01$)、量刑少群では有意な相関が見られなかった($r=.24, ns.$)。このことから量刑少群の参加者は、加害者が負うべきと評定した責任の程度とは必ずしも連動しないかたちで懲役年数の推測が行われていたと考えられる。すなわち、量刑を判断する際、最初に提示された係留値が影響を与えていた可能性が考えられる。

他方、学籍番号群については、参加者を、下一桁の番号が 0~4 の者(番号低群)と、番号が 5~9 の者(番号高群)に分けて、統制群と比較したが(表 1)、量刑判断にも、責任、回避、不運の評定にも、群間に有意な差は見られなかった。ただし学籍番号低群においては、量刑と責任との間に有意な相関($r=.54, p<.01$)が見られたことから、学籍番号が係留値としてまったく使用されなかったわけではなく、番号の数値に比して、全体として高い懲役年数が推定されたため、群間の差が明確に表れなかった可能性も残された。

表 1 各群別の量刑判断と、責任の程度、事故の回避可能性、不運の程度の平均値

	量刑少	量刑多	番号低	番号高	統制
量刑判断(年)	5.95	11.03	10.08	9.79	12.00
責任(%)	89.5	88.06	86.4	87.89	82.4
回避(%)	84.5	81.39	84.4	72.11	71.2
不運(%)	44.5	47.22	43.6	45.26	50.8

②研究 2-2 :

実験参加者が記入した学籍番号の下二桁に基づき、中央値分割を行い、番号低群(下二桁が 01 から 23)と番号高群(下二桁が 24 から 69)とした。その結果、最初の量刑判断(量刑判断 1)では、番号低群の懲役月数は高群に比べて有意に少なかった($t(95)=2.11, p<.05$; 表 2)。このことから、係留値が、参加者自身の学籍番号の一部という量刑判断と無関係であることが自明な場合でも、アンカリング効果が生じることが示された。しかし検察官と弁護人の主張に触れた後の量刑判断(量刑判断 2)では、両群の間にあった有意な差は消失していたことから($t(95)=.86, ns.$)、2 回目の量刑判断におい

ては、当初の係留値の影響を超えた調整が行われたと考えられる。

一方、検察官・弁護人の主張については、検察官の場合、説得力、妥当性ともに番号低・高群間に有意な差は見られなかった。しかし弁護人の主張では、番号低群が高群に比べ、説得力があり ($t(95)=2.03, p<.05$)、妥当である ($t(95)=2.95, p<.01$) と評価していた (表2)。既述のように、検察官・弁護人の主張に触れた後の量刑判断には群間で有意な差が見られなかったが、より少ない懲役月数を主張している弁護人の主張を、番号低群が高く評価していることから、無関連な係留値に影響を受けた当初の量刑判断が、弁護人の評価に影響していることが示唆される。

最後に、認知欲求尺度の合計点に基づき、参加者を認知欲求低群 (34~72) と高群 (72~92) に中央値分割をし、それぞれの従属変数との関係を検討した。しかし、どの従属変数に対しても、認知欲求の主効果や認知欲求と番号低・高の交互作用効果に有意なものは認められなかった。認知的努力に従事する内発的動機づけの高低にかかわらず、量刑判断におけるアンカリング効果は起きうると考えられる。

表2 番号低/高群別の量刑判断と検察官・弁護人の説得力・妥当性の平均値

	番号低	番号高
量刑判断1 (月)	27.34	38.04
量刑判断2 (月)	47.24	50.38
検察官：説得力	5.74	5.85
：妥当性	5.02	5.30
弁護人：説得力	2.72	2.28
：妥当性	3.40	2.55

以上の2つの研究より、係留と調整ヒューリスティックは量刑判断においても容易に利用される可能性があることが示された。特に、係留値が判断者にとってまったく無関係であることが自明である場合 (係留値が自分の学籍番号の一部) にも、アンカリング効果は生じることが示唆されたことから、現実の裁判員裁判においては、裁判員に対し、不用意に係留値となりうる数値に触れさせないようにすることが肝要だと考えられる。もっとも、検察官、弁護人の主張を提示した後では、係留値の影響は消失したことから、裁判員が適切に量刑を判断できる情報提供も必要だと言えるだろう。

【引用文献】

Englich, B. & Musswiler, T. (2001) Sentencing under uncertainty: Anchoring effects in the courtroom. *Journal of Applied Social Psychology*, 31, 1535-1551.

本間 道子・斉藤 真美・舘 瑞恵 (2008) 集団意思決定における専門性とアンカー効果：新裁判員制度における評決の量刑判断に関して 日本女子大学紀要, 19, 55-68.

神山 貴弥・藤原 武弘 (1991) 認知欲求尺度に関する基礎的研究 社会心理学研究 6, 184-192

Petrocelli, J. V. & Dowd, K. (2009) Ease of counterfactual thought generation moderates the relationship between need for cognition and punitive responses to crime. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 35, 1179-1192

Tversky, A. & Kahneman, D. (1974) Judgment under Uncertainty: Heuristics and Biases. *Science*, 185, 1124-1131.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計3件)

①森 津太子、裁判員の量刑判断におけるアンカリング効果 - 無関連な係留値の影響 - 日本心理学会第77回大会、2013年9月19日~21日(予定・発表論文投稿済)、札幌コンベンションセンター/札幌産業振興センター

②森 津太子、人身事故の量刑判断におけるアンカリング効果、日本社会心理学会第53回大会2012年11月17日・18日、つくば国際会議場

③森 津太子、事故の有罪性と量刑の判断における検索容易性の影響、日本社会心理学会第51回大会、2010年9月17日・18日、広島大学

[図書] (計1件)

①森 津太子、放送大学教育振興会、現代社会心理学特論、2012、257

[その他]

ホームページ等

<http://www.morilab.net/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森 津太子 (MORI TSUTAKO)

放送大学・教養学部・准教授

研究者番号：30340912